

改正

平成2年12月28日規則第19号
平成4年2月14日規則第2号
平成4年12月24日規則第17号
平成5年12月13日規則第18号
平成6年3月30日規則第3号
平成6年12月22日規則第27号
平成7年12月18日規則第31号
平成8年12月27日規則第27号
平成9年12月26日規則第29号
平成10年7月31日規則第26号
平成10年12月28日規則第32号
平成11年12月28日規則第37号
平成12年9月29日規則第32号
平成12年12月28日規則第38号
平成13年11月26日規則第20号
平成14年9月30日規則第39号
平成15年12月25日規則第27号
平成17年12月28日規則第30号
平成18年3月28日規則第15号
平成18年9月29日規則第42号
平成20年3月31日規則第28号
平成22年6月21日規則第20号
平成24年8月6日規則第44号
平成25年12月5日規則第33号
平成26年12月16日規則第29号
平成28年6月30日規則第24号

清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年清瀬市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第5条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2

のとおりとする。

(条例第 2 条第 2 項第 5 号の規則で定める児童)

第 6 条 条例第 2 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第 3 条第 1 項の規則で定める法令)

第 7 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）

(条例第 3 条第 1 項の規則で定める対象者)

第 8 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができない者とする。

(条例第 3 条第 2 項の規則で定める施設)

第 9 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める施設は、条例第 6 条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法その他の法令による措置によらず入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第 4 条第 1 項の規則で定める額)

第 10 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第 3 のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第 4 のとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第 6 条第 3 号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (4) 第 6 条第 4 号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第 6 条第 5 号に該当する児童

2 条例第 4 条第 1 項第 1 号ただし書によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の 100 分の 80 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める額は、別表第 5 のとおりとする。

(条例第 4 条第 1 項の所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（1） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

（2） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

（3） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

（4） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（5） 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

（条例第5条の医療証の交付申請）

第14条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは、医療証を交付する。また、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

（条例第6条の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する法第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号に定める者の区分にかかわらず44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第2項各号に定める者の区分にかかわらず12,000円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第15条 条例第6条第2項に規定する規則に定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（一部負担金の減額又は免除）

第16条 市長は、法第69条第1項により、同法施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）について減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対して一部負担金減免証明書を交付し、また、前項に規定する要件に該当しないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

（医療証の有効期限）

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例)

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者にかかる療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項によるときは療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、清瀬市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。また、第1項第2号によるときは、同項第2号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。

(条例第8条の届出)

第21条 条例第8条第1項に規定する届出は、申請事項変更(消滅)届に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、現況届に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規定による届出は、第三者行為による傷病届に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) ひとり親家庭等に属する対象者の個人情報の開示及び提供についての同意書

(2) 条例第8条第3項の第三者から損害賠償の支払についての確約書。ただし、当該第三者の氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、この限りでない。

(受給資格の消滅通知)

第22条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書により当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第10条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡についての書面を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書により行なうものとする。

(添付書類の省略)

第24条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により

証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(様式)

第25条 この規則の施行について必要な書類及び帳簿等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月28日規則第19号)

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。

2 平成2年12月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

附 則 (平成4年12月24日規則第17号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月13日規則第18号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日規則第3号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月22日規則第27号)

1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

2 平成6年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月18日規則第31号)

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

2 平成7年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月27日規則第27号)

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

2 平成8年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月26日規則第29号)

1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。

2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月31日規則第26号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月28日規則第32号)

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月28日規則第37号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日規則第32号)

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 改正後の清瀬市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後における療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の清瀬市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成12年12月28日規則第38号)

(施行期日)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日

から施行する。

附 則（平成13年11月26日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成13年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日規則第39号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条、第12条第1項、同条第2項第2号、同項第4号、第14条第1項第7号、同条第2項、第21条第2項及び別表3の改正規定並びに同規則に基づき第24条の規定により改正する様式は、平成15年1月1日から施行する。

2 平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第24条に規定する様式による用紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年12月25日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月28日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年12月31日以前の医療費に対する助成に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則における所得の計算方法は、平成19年1月1日以後の療養に係る医療費の助成に適用し、平成18年12月31日以前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後における療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の清瀬市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年6月21日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月6日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。ただし、この規則により改正した清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の別表3の規定は、平成25年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月5日規則第33号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年12月16日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の改正後の清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年7月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

1 両眼の視力の和が0.08以下のもの

2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

3 平衡機能に著しい障害を有するもの

4 そしゃくの機能を欠くもの

5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

9 一上肢のすべての指を欠くもの

10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

11 両下肢のすべての指を欠くもの

12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

13 一下肢を足関節以上で欠くもの

14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け
るか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態
が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第5条関係）

1 両眼の視力の和が0.04以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢のすべての指を欠くもの

5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の
障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、
常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第10条関係)

次の表に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第4 (第10条関係)

次の表に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5 (第10条関係)

次の表に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)